

## 令和5年 第4回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年4月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和5年 第4回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第4号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について
- 日程第 8 報告第5号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について
- 日程第 9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第12 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 日程第13 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第14 議案第6号 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」を定めることについて

### 1 出席委員 (21名)

- |                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、       | 2番 佐 藤 勝 委員、    |
| 4番 佐々木 弘 委員、         | 5番 遊 佐 一 成 委員、  |
| 6番 菅 原 勝 宏 委員、       | 7番 岩 淵 敬 一 委員、  |
| 8番 米 山 嘉 彦 委員、       | 9番 阿 部 一 信 委員、  |
| 10番 曾 根 金 雄 委員、      | 11番 三 浦 正 勝 委員、 |
| 12番 鈴 木 和 子 委員、      | 13番 芳 賀 博 秋 委員、 |
| 14番 尾 形 陽一郎 委員、      | 15番 高 橋 寛 委員、   |
| 16番 狩 野 善 典 委員、      | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高 橋 榮 一 委員、      | 19番 岩 渕 弘 委員、   |
| 21番 大 沢 純 香 委員、      |                 |
| 23番 大 場 裕 之 会長職務代理者、 |                 |
| 24番 吉 田 優 俊 会長       |                 |

## 2 欠席委員

3番 熊谷 ゆり 委員、 20番 三浦 栄 委員、

## 3 議事に参与した者

|            |     |     |
|------------|-----|-----|
| 事務局長       | 小野寺 | 世 洋 |
| 事務局長補佐     | 千 田 | 昌 代 |
| 農地農政係主幹兼係長 | 菅 原 | 英 史 |
| 農地農政係 主 幹  | 高 橋 | 潤   |
| 農地農政係 主 事  | 菅 原 | 佑 太 |

( 午後1時30分 開会)

## 議長 (吉田優俊 会長)

《 開会あいさつ 》

それでは、ただいまから令和5年 第4回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、20名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号3番 熊谷 ゆり 委員、議席20番 三浦 栄 委員から、所用のため欠席する旨の通告があります。

また、議席番号4番 佐々木 弘 委員から、所用のため遅刻する旨の通告があります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

## 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、  
議席番号2番 佐藤 勝 委員、議席番号5番 遊佐 一成 委員  
の両名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

## 小野寺事務局長

資料に基づき報告。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第3区の番号1番の1案件、

について、事務局から報告いたします。

## 事務局

資料に基づき報告。

## 議長

次に、去る4月20日、議席番号13番 芳賀 博秋 委員、農地利用最適化推進委員の安藤 康太 推進委員及び 山田 善太郎 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、山田 善太郎 推進委員から報告願います。

## 山田善太郎 推進委員

報告します。去る4月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

当案件は、耕作条件改善のため1mほど盛土し牧草作付予定で、現地確認の結果、盛土

作業は完成状態でしたが、現状変更届出済票の掲示がないことから施工業者に表示する旨の指示を行いました。現地は沢田で当該農地の上、下の農地ともに草地となっており、特に問題ないものと確認しました。

以上、報告いたします。

#### **議長**

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

#### **議長**

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から番号2番の2案件、

第2区の番号3番から番号14番までの12案件、

第3区の番号15番から番号20番までの6案件、

合わせて20案件について、事務局から報告いたします。

#### **事務局**

資料に基づき報告。

#### **議長**

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

#### **議長**

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件について、事務局から報告いたします。

#### **事務局**

資料に基づき報告。

#### **議長**

次に、第2区の番号3番から番号4番の2案件について、事務局から報告いたします。

#### **事務局**

資料に基づき報告。

#### **議長**

これで、日程6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第7、報告第4号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

資料に基づき報告。

## 議長

次に、第3区の番号3番の1案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

資料に基づき報告。

## 議長

これで、日程7、報告第4号 農地法第3条の規定による許可指令書の返納届について、報告を終わります。

## 議長

日程第8、報告第5号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

資料に基づき報告。

## 議長

これで、日程第8、報告第5号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、報告を終わります。

## 議長

日程第9、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号9番の9案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、去る4月19日、議席番号10番 曾根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の及川 正一 推進委員及び 佐藤 正博 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

## 佐藤 正博 推進委員

ご報告します。去る4月19日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号1番、6番、9番は労力不足による所有権移転売買、2番、7番、8番は労力不足や規模拡大による賃貸借権設定、3番は規模拡大による賃貸借権設定、4番は営農型太陽光発電設備設置による区分地上権設定、5番は経営継承による所有権移転贈与となり、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号10番から番号30番までの21案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、去る4月20日、議席番号7番 岩淵 敬一 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 剛 推進委員及び 鈴木 伸 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 伸 推進委員から報告願います。

## 鈴木 伸 推進委員

ご報告します。去る4月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、いずれも経営継承や経営規模拡大によるものであり、審査基準の全部効率、地域調和の各要件を勘案しますと、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号31番から番号50番までの20案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

## 安藤 康太 推進委員

安藤と申します。去る4月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、労力不足や規模拡大による賃貸借権設定となっております。41番から45番は営農型太陽光発電設備設置による区分地上権設定となります。

許可にあたっては、審査基準の全部効率、地域調和の各要件を勘案しますと、いずれも許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号50番までの50案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。  
よって、日程第9、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号50番までの50案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

**議長**

日程第10、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。  
第1区の番号1番から番号2番の2案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

資料に基づき説明。

**議長**

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

**及川 正一 推進委員**

及川です。去る4月19日に、先ほどの4名にて書類審査及び現地調査を行いました。  
番号1番については、申請地を転用し合鴨飼養の畜舎及び事務所兼工場を建設造成するも



ので、現地確認を行った結果、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

番号2番については、申請地を転用し自宅への進入路を拡幅するもので、現地確認を行った結果、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

#### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から番号2番の2案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

#### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

#### 議長

日程第11、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号5番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

## 及川 正一 推進委員

報告します。

詳細は事務局から説明のとおりですが、番号1番については、申請地を借り道路災害復旧工事に伴う工事用道路を一時転用し造成するものです。

番号2番については、営農用太陽光発電設備設置のための一時転用で、パネル下部で牧草を作付けするものです。

番号3番については、申請地を購入し自宅への進入路を拡幅するものです。

番号4番については、申請地を購入し介護施設及び駐車場等を建築造成するものです。

番号5番については、申請地を譲り受け一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものです。

どの案件も、現地確認の結果、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から番号11番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号7番 岩淵 敬一 委員から報告願います。

## 岩淵 敬一 委員

7番の岩淵です。去る4月20日に前述の4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番と番号7番は、いずれも一般個人住宅及び駐車場の建築造成で、かつて宅地にすべく造成したところであり上下水道が完備され、排水もしっかりしており、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号8番から番号11番は、いずれも営農型太陽光発電設備設置の案件で、隣接地は自己所有の土地であり、現地を確認しますといずれも許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号12番から番号17番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号13番 芳賀 博秋 委員から報告願ひます。

## 芳賀 博秋 委員

報告します。去る4月20日に前述の4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号12番は、一般個人住宅の建築及び駐車場の造成で、隣接農地は保全管理型の遊休農地となっており、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

番号13番から番号17番は、いずれも営農型太陽光発電設備設置の案件で、下部で牧草の作付けを行うものです。申請地は山林に囲まれた北側斜面に位置し、雑草等が繁茂している状況であり、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 についての、  
番号1番から番号17番までの17案件、  
について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、  
番号1番から番号17番までの17案件、  
については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

ここで、会議開始から1時間が経過したので、午後3時15分まで休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時59分から3時15分まで)

## 議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後3時15分)

## 議長

日程第12、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第1区の番号6番の1案件、について審議いたします。

議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後3時16分)

( 17番 佐々木 耕太郎 委員 退席 )

### 議長

会議を再開します。(午後3時16分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

資料に基づき説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、

第1区の番号6番の1案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第4号 農用地利用集積計画についての、  
第1区の番号6番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。  
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席  
番号17番 佐々木 耕太郎 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時17分)  
( 17番 佐々木 耕太郎 委員 着席 )

### 議長

会議を再開いたします。(午後3時17分)  
次に、第1区の番号10番から番号11番の2案件、について審議いたします。

議席番号5番 遊佐 一成 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後3時18分)  
( 5番 遊佐 一成 委員 退席 )

### 議長

会議を再開します。(午後3時18分)  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

資料に基づき説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号10番から番号11番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号10番から番号11番の2案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号5番 遊佐 一成 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時20分)

( 5番 遊佐 一成 委員 着席 )

## 議長

会議を再開いたします。(午後3時20分)

次に、第1区の番号24番の1案件、について審議いたします。

議席番号8番 米山 嘉彦 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後3時21分)

( 8番 米山 嘉彦 委員 退席 )

## 議長

会議を再開します。(午後3時21分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第4号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号24番の1案件について、  
原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第1区の番号24番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。  
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号8番 米山 嘉彦 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時23分)  
( 8番 米山 嘉彦 委員 着席 )

**議長**

会議を再開いたします。(午後3時23分)  
次に、第2区の番号37番から番号38番の2案件、について審議いたします。

議席番号9番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後3時23分)  
( 9番 阿部 一信 委員 退席 )

**議長**

会議を再開します。(午後3時23分)



それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号37番から番号38番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号37番から番号38番の2案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号9番 阿部 一信 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時25分)

( 9番 阿部 一信 委員 着席 )

## 議長

会議を再開いたします。(午後3時25分)

次に、第2区の番号53番の1案件、について審議いたします。

議席番号4番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後3時26分)

( 4番 佐々木 弘 委員 退席 )

### 議長

会議を再開します。(午後3時26分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

資料に基づき説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号53番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第4号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号53番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時27分)  
(4番 佐々木 弘 委員 着席)

#### 議長

会議を再開いたします。(午後3時27分)  
次に、第1区の  
番号1番から番号5番までの5案件、  
番号7番から番号9番までの3案件、  
番号12番から番号23番までの12案件、  
番号25番から番号30番までの6案件、  
合わせて26案件について、審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

資料に基づき説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

#### 議長

次に、第2区の  
番号31番から番号36番までの6案件、  
番号39番から番号52番までの14案件、  
番号54番から番号63番までの10案件、  
合わせて30案件について、審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

資料に基づき説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。

**議長**

次に、第3区の  
番号64番から番号71番までの8案件、  
について、審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

資料に基づき説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。  
日程第12、議案第4号 農用地利用集積計画についての、  
第1区の  
番号1番から番号5番までの5案件、  
番号7番から番号9番までの3案件、  
番号12番から番号23番までの12案件、

番号25番から番号30番までの6案件、  
合わせて26案件、  
第2区の

番号31番から番号36番までの6案件、  
番号39番から番号52番までの14案件、  
番号54番から番号63番までの10案件、  
合わせて30案件、  
第3区の

番号64番から番号71番までの8案件、  
合計64案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第4号 農用地利用集積計画についての、  
第1区の

番号1番から番号5番までの5案件、  
番号7番から番号9番までの3案件、  
番号12番から番号23番までの12案件、  
番号25番から番号30番までの6案件、  
合わせて26案件、

第2区の

番号31番から番号36番までの6案件、  
番号39番から番号52番までの14案件、  
番号54番から番号63番までの10案件、  
合わせて30案件、

第3区の

番号64番から番号71番までの8案件、  
合計64案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

### 議長

日程第13、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号7番までの7案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 曾根 金雄 委員 から報告願います。

## 曾根 金雄 委員

報告いたします。去る4月19日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。番号1番から番号4番は、いずれも労力不足が原因で山林化し現在に至っているもので、うち3番については現地在宅駐車場として長年使用している状況です。

番号5番についても、自宅増設の際に既存倉庫を移設している状況です。

番号6番と7番は、いずれも労力不足により原野化し、うち7番は近隣事業者駐車場として提供し現地に至るものです。

いずれも今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

### 佐々木 剛 推進委員

推進委員の佐々木です。去る4月20日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号8番は、現地は樹木の切り株が点在し抜根していない状況でありました。今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

資料に基づき説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号13番 芳賀 博秋 委員から報告願います。

### 芳賀 博秋 委員

芳賀です。報告します。去る4月20日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号9番は、現地を見ると雑木等が繁茂し原野化しており、今後農地への復元は困難であり、今回の申請にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第6号 非農地証明願についての、  
第1区の番号1番から番号7番までの7案件、  
第2区の番号8番の1案件、  
第3区の番号9番の1案件、  
合計9案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。  
よって、日程第13、議案第5号 非農地証明願の、  
第1区の番号1番から番号7番までの7案件、  
第2区の番号8番の1案件、  
第3区の番号9番の1案件、  
合計9案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

**議長**

日程第14、議案第6号 「令和5年度 最適化活動の目標の設定等」を定めることについて、を議題といたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

資料に基づき説明。

**議長**

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。



—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第6号 「令和5年度 最適化活動の目標の設定等」を定めることについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。  
よって、日程第14、議案第6号 「令和5年度 最適化活動の目標の設定等」を定めることについては、原案のとおり決定いたしました。

**議長**

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。  
これで、令和5年 第4回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後4時01分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長 吉 田 優 俊

議事録署名委員 佐 藤 勝

議事録署名委員 遊 佐 一 成